

消防車等が消防訓練においてサイレンを吹鳴しますから、消防法第26条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年10月20日

京都市消防局長 名畑 徹

行政区	訓練実施場所	吹鳴日時	出動車両
南区	南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内 94-4 京都市消防活動総合センター	令和8年10月21日 午後3時10分～ 午後3時20分	1台

(消防局警防部警防課)